

**近畿大学豊岡短期大学  
附属幼稚園  
平成22年度 園児募集**

- ▽対象
  - ・3歳児(平成18年4月2日～平成19年4月1日生)
  - ・4歳児(平成17年4月2日～平成18年4月1日生)
- ▽人員 いずれも若干名

**但馬技術大学校  
平成22年度 学生募集**

- ▽募集学科・人員
  - ・機械制御工学科 10人程度
  - ・建築工学科 15人程度
  - ・情報工学科 10人程度
  - ・自動車工学科 5人程度
- ▽試験区分 第2回一般入校試験
- ▽対象 高等学校卒業程度の学力がある方



- ▽試験日 1月30日(土)
- ▽場所 県立但馬技術大学校
- ▽試験科目 面接・学科
- ▽出願方法 指定の願書に必要事項を記入の上、持参または郵送(簡易書留)ください。
- ▽募集期間 1月12日(火)～22日(金)必着

▽面接 1月23日(土)  
▽申込方法 当園に備付けの申込用紙(願書)に必要事項を記入の上、提出ください。

▽申込期間 1月14日(木)～15日(金)午前9時～午後3時

▽申込み・問合せ 近畿大学豊岡短期大学附属幼稚園  
☎22-6360

▽申込み・問合せ 県立但馬技術大学校入校試験事務局  
(〒668-0051 九日市上町660-15)  
☎24-2233

**相談**



**司法書士による  
登記・相続・多重債務・  
消費者問題・成年後見等  
無料法律相談会**

- ▽日時 1月16日(土)午後1時～4時(予約制)
- ▽場所 市民会館 4階 中会議室(立野町)
- ▽予約・問合せ 兵庫県司法書士会但馬支部  
☎079-676-3368

**聴覚障害者対象パソコン相談**

聴覚障害者を対象としたパソコン相談を開催します。基本的なパソコン操作や文字の入力、チラシの作り方、セキュリティ対策など、さまざまな相談に応じます。

▽日時 1月9日(土)午後1時～4時

※相談は1人1時間程度  
▽場所 豊岡健康福祉センター 1階 視聴覚障害者室(城南町)

▽対象 但馬地域に在住の聴覚障害者

▽申込期限 1月8日(金)  
▽申込み・問合せ たじま聴覚障害者センター  
☎24-8008  
FAX 24-8288



**パソコンのケア相談**

眠れない、人間関係のストレスでの体調不良、アルコールや薬物依存など、こころの悩みやこころの病気で悩んでいる方に、専門医が相談に応じます。ぜひ、利用ください。

▽日時 1月14日(木)午後1時30分～4時30分

**母子家庭等特別相談**

県では、母子家庭の母と子どもを、または父子家庭の父と子どもを対象に母子専門相談員(弁護士)による特別相談を行っています。

▽日時 1月15日(金)

※時間は相談者の人数により後日決定し、連絡します。

▽場所 養父市役所 2階 相談室(養父市)

▽内容  
①離婚問題に関すること  
②子どもの親権、養育費問題  
③別れた配偶者の残した借金問題  
④遺産相続、財産分与など

▽申込期限 1月7日(木)

▽申込み・問合せ 社会福祉課生活援護係 ☎24-7031

▽場所 豊岡健康福祉センター 3階 ボランティアセンター(城南町)

▽対象 こころの悩みを持つ本人や家族など

※事前予約が必要  
▽予約・問合せ 健康増進課  
☎24-1127または各総合支所健康福祉課



# 試験



## 平成21年度 第3回危険物取扱者試験

- ▽試験日 2月7日(日)
- ▽場所 県立但馬技術大学校 (九日市上町)
- ▽試験の種類 甲種・乙種全類・丙種
- ▽受験願書
- ▽受付期間 1月4日(月)～12日(火)
- ▽配布場所 消防本部予防課、各分署、出張所、および駐在所
- ▽提出方法 必ず、簡易書留郵便などの送達確認が可能な方法で郵送ください。
- ▽提出先 (財)消防試験研究センター兵庫支部(〒650-0001神戸市中央区下山手通5-12-7 協和ビル5階)
- ☎078-361-6610
- 〈養成講習会〉
- ▽講習科目 乙種4類
- ▽日時 1月22日(金)午前10時～午後5時
- ▽場所 市民会館(立野町)
- ▽受講料 6,500円
- ※別途、テキスト代4,000円

円が必要です。  
▽問合せ 消防本部予防課危険物係 ☎24-8045

## 制度



### 要援護世帯の屋根の雪下ろし補助制度

「要援護世帯雪下ろし援助事業」を創設しました。

1人暮らしの高齢者や重度障害者など、自力での屋根の雪下ろしが困難な方の安全を確保するため、業者に依頼して屋根の雪下ろしを行った場合に、その費用の一部を補助します。



▽対象 世帯全員の市民税が非課税で次に該当する世帯

- ・65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・重度障害者のみの世帯
- ・65歳以上の高齢者と重度障害者で構成する世帯

※ただし、右記の世帯に18歳未満の者が居ても可とします。

・その他、市長が特に必要と認めた世帯

※自治会や近所の方、親族など、雪下ろしの援助を受けることができる場合は、対象外となります。

※世帯とは、住民票上の世帯ではなく、実際の居住実態や住居の状態などを勘案して市が判断します。

▽補助金額 1回の雪下ろしに要した費用(10,000円を限度)

▽補助回数 1年度1世帯につき2回

▽申請方法 雪下ろしを行った後、支払った費用の領収書を添えて申請書、実施報告書を提出する。

▽実施時期 今年度(降雪時から)

▽申請・問合せ 高年福祉課 高年福祉課 高年福祉係 ☎29-0055

### 法人市民税の税率改正



今年4月から都市計画税を廃止し、その代替財源として、固定資産税、市民税(個人・法人)の税率を改正しました。

このうち法人市民税は、来年4月1日以後に終了する事業年度から適用し、税率がす

べて制限税率となります。申告の際は、税率の適用に注意ください。

法人区分		改正前	改正後
法人税割	資本金等の額1千万円以下	12.3%	14.7%
	資本金等の額1千万円超1億円以下	13.5%	
※資本金等の額1億円超の法人は既に制限税率を適用			
法人区分		改正前	改正後
均等割	資本金等の額1千万円以下	従業員数50人以下	50,000円
		従業員数50人超	120,000円
	資本金等の額1千万円超1億円以下	従業員数50人以下	130,000円
※人格のない社団など、これまで標準税率を適用していたものは、税率60,000円			
※上記以外の法人は、既に制限税率を適用			

▽問合せ 税務課市民税係 ☎21-9045